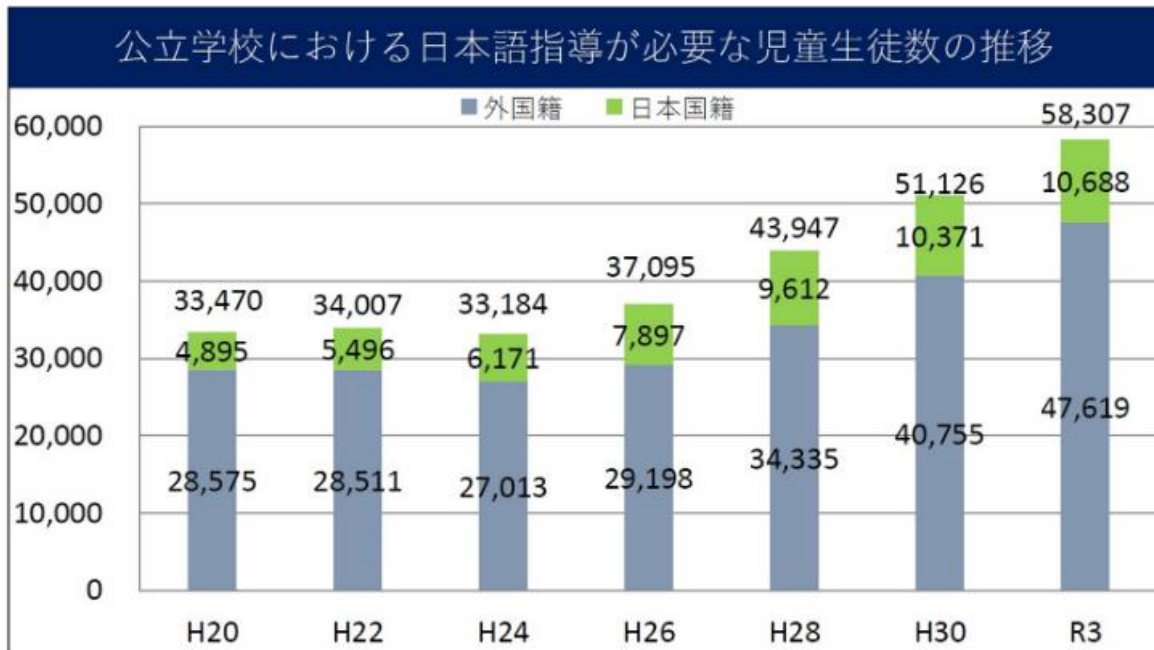


I 日本語指導が必要な外国人児童生徒等について

1 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の現状について

(1) 外国人児童生徒等の現状



【文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より
（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校）】

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」によると、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加傾向にあります。日本語指導が必要な外国人児童生徒数は約10年間で1.8倍、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は約10年間で1.7倍となっています。

令和5年度学校基本調査によると、富山県の小・中・義務教育学校に在籍する外国人の児童生徒は、小学校で614名、中学校で263名、義務教育学校で5名となっています。近年、富山県では外国人の増加に伴い、その子供の数も増加傾向にあり、日本語指導が必要な児童生徒数も増加しています。日本語指導が必要な児童生徒は、県内小・中・義務教育学校の半数以上の学校に在籍しています。

全国的にみると、富山県は、地域内に居住する外国人の数自体が少なく、散らばって居住しているという散在地域と言われており、20人以上いる学校や10人程度いる学校、2、3人いる学校、0人の学校と、状況は地域によって異なります。

また、外国人児童生徒等の母語については、ますます多様化が進んでいます。全国的には、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語を母語とする児童生徒が約8割を占めています。その他としては、ベトナム語、英語、韓国語等となっています。富山県では、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、ウルドゥー語、ロシア語の児童生徒で約8割を占めています。その他としては、英語、ベトナム語、スペイン語等となっています。この他にも様々な言語を母語とする児童生徒がいます。在留外国人の国籍・地域の多様化が進んでいるように、日本語指導が必要な児童生徒の多様化も進んでいます。

(2) 日本語指導が必要な生徒の進路状況

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」では、日本語指導が必要な中学生等の進路状況についてもまとめられています。

○日本語指導が必要な中学生等の進路状況

（日本語指導を必要としていない生徒との比較）

- ・中学校卒業後の進学率：低い
- ・中学校卒業後の就職率：高い
- ・進学も就職もしていない割合：高い

○日本語指導が必要な高校生等の中退や進路状況

（日本語指導を必要としていない生徒との比較）

- ・中途退学率：高い
- ・高等学校等を卒業した生徒の進学率：低い
- ・就職者における非正規雇用の割合：高い
- ・進学も就職もしていないものの割合：高い

【文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」を参考に作成】

2 外国人児童生徒等の就学について

(1) 外国人の子供に対する教育の機会の保障（関係法令等）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」

（令和2年7月1日 文部科学省）

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

第五条（義務教育）国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」（抄）

第十三条 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。こと。(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。こと。

「児童の権利に関する条約」（抄）

第二十八条 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

現在、外国人の子供が公立学校への就学を希望する場合には無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を確保することとなっています。

(2) 就学状況の把握

文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査（令和4年度）」の結果には、全国の外国人の子供の就学状況等についてまとめられています。

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当計 (構成比)	96,214	82,302 (85.9%)	6,275 (6.6%)	525 (0.5%)	2,351 (2.5%)	4,348 (4.5%)	95,801 (100.0%)	413
中学生相当計 (構成比)	40,709	33,986 (84.1%)	2,905 (7.2%)	253 (0.6%)	921 (2.3%)	2,327 (5.8%)	40,392 (100.0%)	317
合計 (構成比)	136,923	116,288 (85.4%)	9,180 (6.7%)	778 (0.6%)	3,272 (2.4%)	6,675 (4.9%)	136,193 (100.0%)	730

【文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査（令和4年度）」より】

調査の結果によると、学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数）は136,923人となっています。この表の中では、「③不就学」、「⑤就学状況確認できず」、「⑥住民基本台帳上の人数との差」については、不就学の可能性があると考えられます。③、⑤、⑥の子供の数を合わせると、8,183人となり、これらの子供たちが不就学の可能性があるということになります。

(3) 日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）

日本国内では、令和元年に日本語教育推進法ができ、外国人等にその希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会を確保することが国や自治体の責務とされました。児童生徒等も対象に含まれています。

日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法） 令和元年法律第48号	
基本理念（第三条関係） ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保 ②日本語教育の水準の維持向上 ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携 ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進 ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮 ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮	
国の責務等（第四条—第九条関係） ・国の責務 ・地方公共団体の責務 ・事業主の責務 ・連携の強化 ・法制上、財政上の措置 等	
基本的施策（第十二条—第二十六条関係）	
国内における日本語教育の機会の拡充 ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育 ・外国人留学生等に対する日本語教育 ・外国人等の被用者等に対する日本語教育 ・難民に対する日本語教育 ・地域における日本語教育 ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進	地方公共団体の施策 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

【文部科学省「外国人児童生徒等教育に関する研修用動画について」資料を参考に作成】

(4) 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

「日本語教育推進法」及び同法によって策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り開くことができるよう、外国人の子供の就学状況の把握等のために、地方公共団体が講ずべき事項について指針が策定されています。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

(令和2年7月1日 文部科学省)

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

- (1) 就学状況の把握
- (2) 就学案内等の徹底
- (3) 出入国記録の確認

2. 学校への円滑な受入れ

- (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応
- (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定
- (3) 受入れ学年の決定等
- (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進
- (5) 学齢を超過した外国人への配慮
- (6) 高等学校等への進学促進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

【文部科学省「外国人児童生徒等教育に関する研修用動画について」資料より】

これらの政策を通じて国籍に関係なくすべての子供が就学できるよう、環境整備が進むことが期待されています。

※ 「障害のある外国人の子供の就学先の決定」については、「外国人の子供たちに障害がないにもかかわらず、日本語能力を理由に、特別支援学級に入れるのは不適切」とされています。

(5) 外国人児童生徒教育に関する主な取組

- ・平成26年に「特別の教育課程」が制度化されました。外国人児童生徒等の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行うことができるようになりました。

- ・平成29年3月に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、日本語指導のための教員定数を令和8年度までの10年間をかけて基礎定数化されます（児童生徒18人に1人）。
- ・帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」が運営されています。「かすたねっと」では、他の都道府県・市町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料を検索することができます。
- ・日本語指導を担当する教員・支援者向け動画や外国人の児童生徒や保護者に対して日本の学校生活について紹介する動画が作成されており、文部科学省のHPで公開されています。
- ・外国人児童生徒教育アドバイザーの派遣、中央研修等の研修の充実が図られています。

(6) 地方公共団体及び教育委員会の取組例

市町村における「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に係る取組について紹介します。

- ① 外国籍の方の転入があった場合、住民登録窓口での働きかけを行い、教育委員会と情報を共有しています。
(就学手続きの案内を配布、教育委員会への案内等)
- ② 新1年生に対して、外国語での就学案内を送付するなどしています。
(多文化共生担当部局と連携して翻訳文書を作成、幼稚園や保育所を通じての就学のお知らせ等)
- ③ 不就学または就学状況が不明な子供に対して、電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進を働きかけています。
(通訳の動向、入学後のサポートについての説明等)

この他にも様々な取組が行われています。